

伊賀川漁業協同組合三重内共第4号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、伊賀川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する三重内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、おいかわ、あめご及びにじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内で竿釣、投網、たも網等の漁具、漁法によって遊漁しようとするものは、あらかじめ第7条第1項の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具、漁法でそれぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁 具、 漁 法	ウ 規 模
あ ゆ	竿釣(友釣)	
	刺 網	網目 3.3 cm以上、全長 25m以内、網巾 1m以内
	投 網	網目 3.3 cm以上
	た も 網	網巾 1m以内
	引網(ゴ`ロ)	全長 25m以内、網巾 2m以内
	火 振 り や す ひ っ かけ	
こ ふ い な	竿 釣	
	刺 網	網目 10 cm以上、全長 25m以内、網巾 2m以内 4 統/人
	投 網	網目 10 cm以上 1 統/人
	た も 網	網巾 1m以内 1 統/人
	引網(ゴ`ロ)	網目 10 cm以上、全長 25m以内、網巾 2m以内
	や す	
おいかわ	竿 釣	
	刺 網	網目 2.5 cm以上、全長 25m以内、網巾 1m以内 4 統/人
	投 網	網目 2.5 cm以上 1 統/人
	た も 網	網巾 1m以内 1 統/人

	引網(ゴロ)	網目 2.5 cm以上、全長 25m以内、網巾 2m以内
	やす	
にじます	竿釣	
あめご	竿釣	

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する日から12月31日まで

2、次の表のア欄に掲げる魚種で、イ欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、ウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁 具、漁 法	ウ 期 間
こ い ふ な	竿釣	1月1日から12月31日まで
	刺網、投網、たも網、引網(ゴロ)、やす	あゆの網類の解禁日から3月31日まで
おいかわ	竿釣	1月1日から12月31日まで
	刺網、投網、たも網、引網(ゴロ)、やす	あゆの網類の解禁日から3月31日まで
にじます	竿釣	3月1日から9月30日まで
あめご	竿釣	3月1日から9月30日まで

3、第1項の公示は組合の掲示板に掲示するものとする。

(禁止区域及び釣り専用区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。また、次の表のウ欄に掲げる区域においては、それぞれエ欄に掲げる期間中は、竿釣り(あゆは友釣りに限る。)以外の漁具漁法により遊漁をしてはならない。ただし、熊橋跡近辺の濁り打ち(投網)は認める。

(禁止区域)

ア 区 域	イ 期 間
川上川右岸の網場基礎(イ)と川上川左岸の網場基礎(ロ)を結んだ線と前深瀬川右岸の網場基礎(ハ)と前深瀬川左岸の網場基礎(ニ)を結んだ線の内側及び川上川左岸の網場基礎(ロ)を起点とし、それより下流650m前深瀬川(ホ)と(ヘ)を結んだ線までの区域(別紙第1図に標示する区域)	1月1日から12月31日まで
下記の区域においては、あまご発眼卵保護の為周年禁漁とする。	1月1日から12月31日まで

奥山川 … (橋4)看板より上流の区域	
二俣川 … 山小屋より上流の区域	
川上川 … 松阪青山線(29号)沿い、東山荘入口看板より約50m上の橋から上流の区域	
前深瀬川 … 青山美杉線(39号)沿い、伊賀市営南部簡易水道浄水場手前より上流の区域	

(釣り専用区)

ウ 区 域	エ 期 間
島ヶ原大橋から下流	4月1日から 8月31日まで
神戸井堰(伊賀鉄道鉄橋下流の井堰)から川上ダム堤体まで(禁止区域を除く)	
神戸井堰(伊賀鉄道鉄橋下流の井堰)から北山井堰(勝地地内)まで	
川上ダム堤体(川上地内)より上流(禁止区域を除く)	1月1日から 12月31日まで
新薬師橋(伊勢路地内)より上流	
柏尾川に架かる柏尾大橋(柏尾地内)より上流	
北山井堰(勝地地内)(川南橋上流にある井堰)より上流	

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に規定する大きさのものは、これを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
こ い ふ な	全長 20cm 以下
あ め ご	全長 12cm 以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第3条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合の遊漁料の額は、次表エ欄のとおりとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次の表のエ欄の遊漁料にオ欄の額を付加して得た額とする。ただし、竿釣りは女性・中学生以下は無料とする。尚、小学生までは保護者の同伴が必要。

ア 魚 種	イ 漁 具、漁 法	ウ 期 間	エ 遊 漁 料	オ 付 加 する 額
あ ゆ	竿釣(友釣)	解禁日	3,000円	1,000円
		1日	2,000円	1,000円
おいかわ こ い ふ な	竿釣	1年	7,000円	-

	やす、ひっかけ、網類			
おいかわ こ い ふ な	竿釣、やす、網類			
おいかわ こ い ふ な	竿釣	1 日	1,000 円	1,000 円
		1 年	3,000 円	—
にじます あ め ご	竿釣	解禁日	3,000 円	1,000 円
		1 日	2,000 円	1,000 円
		1 年	7,000 円	—

2、遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム（フィッシュパス）において納付しなければならない。

- (1) 伊賀川漁業協同組合（伊賀市小田町 1319-2）
- (2) 上村商店（伊賀市沖 2 番地）
- (3) リカーショップヒラオカ（伊賀市青山羽根 506-1）
- (4) 福田（伊賀市高尾 2502-1）
- (5) 稲増商店（伊賀市島ヶ原 4887）
- (6) 森本（伊賀市高尾 51-2）
- (7) 勝木商店（伊賀市勝地 1186）
- (8) プロショップかつき（名張市夏見 301）

（遊漁承認証に関する事項）

第 8 条 組合は、第 2 条の承認をしたときは、別記様式（1）による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

2、遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2、遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3、遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行なうことができる。

2、漁場監視員は、別記様式（2）の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する別記様式（3）の腕章をつけるものとする。

（違反者に対する処置）

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

様式（１） 遊漁承認証

表

No.					
遊漁承認証					
下記のとおり遊漁を承認いたします。					
記					
遊 漁 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">(年齢)</td> </tr> </table>	住所		氏名	(年齢)
住所					
氏名	(年齢)				
承認期間					
魚種					
漁具・漁法					
遊漁区域					
遊漁料					
付加金					
発行者					
伊賀川漁業協同組合 印					

裏

注意事項
1、遊漁をするときは、本証を携帯しなければならない。
2、本証は他人に貸与してはいけない。
3、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。
4、釣り場でのトラブル・事故等については、自己責任で対応すること。
5、遊漁者は、適当な距離を保ち他人に迷惑になる行為をしてはならない。

様式（２） 漁場監視員証

表

No.					
漁場監視員証					
下記の者は、本組合の漁場監視員であることを証明する。					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">(年齢)</td> </tr> </table>	住所		氏名	(年齢)
住所					
氏名	(年齢)				
有効期限					
発行者					
伊賀川漁業協同組合 印					

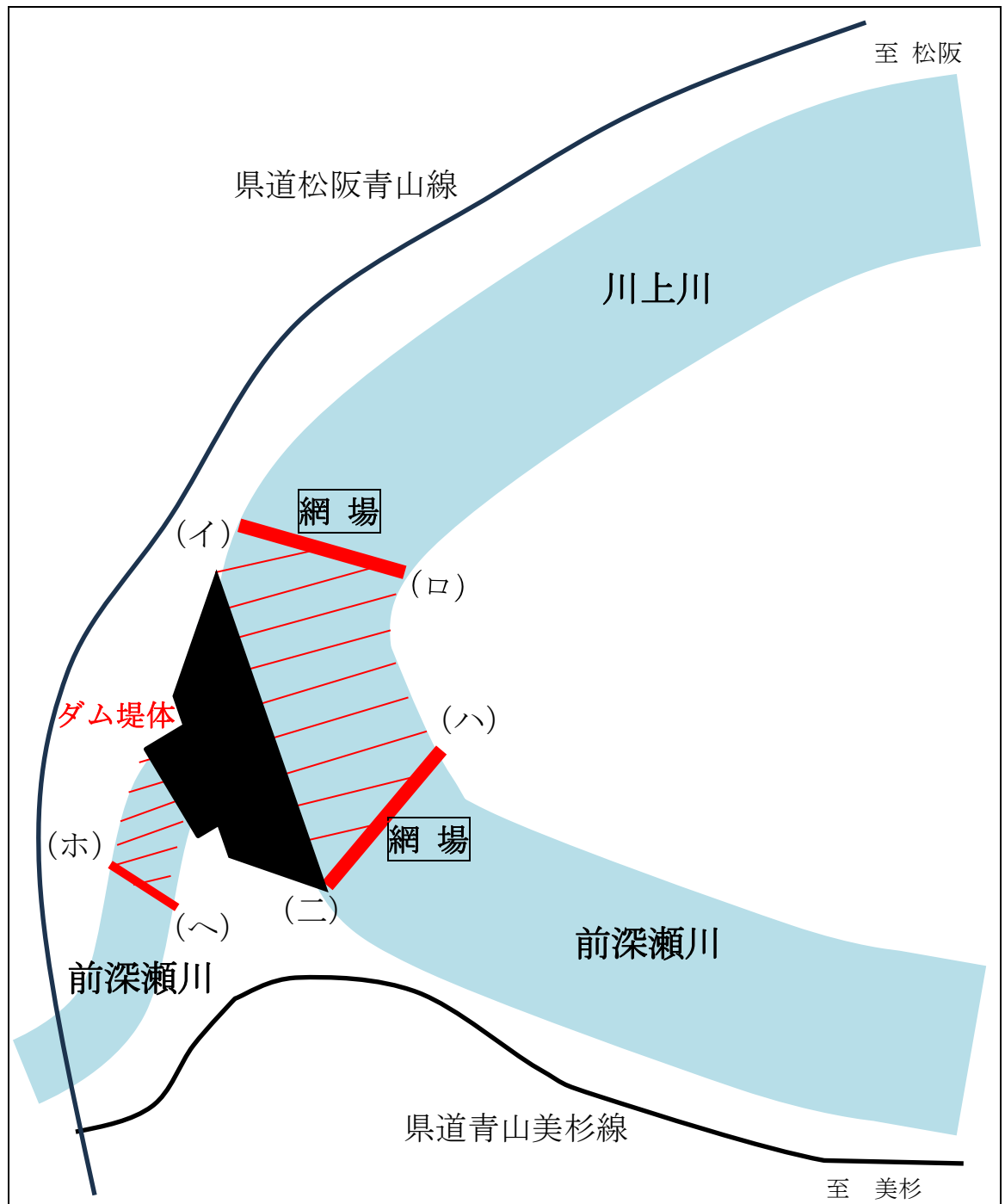
裏

注意事項
1、本証を他人に貸与してはいけない。
2、漁場監視の際は必ず本証を携帯しなければならない。

様式（３） 漁場監視員腕章

<p>漁 場 監 視 員</p> <p>伊賀川漁業協同組合 印</p>

第1図



附 則

この規則は令和6年1月1日から施行する。

この規則は令和6年10月23日から施行する。